平成２５年（フ）第３７２号
福岡市西区泉１丁目６番20号
債務者　星野　正博
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８１号
福岡県宗像市田久２丁目９番40号
債務者　横山　智子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９０号
福岡県宗像市深田1048番地１荒開団地６－３号
債務者　高松理沙子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１３号
福岡市早良区原２丁目13番25―105号
債務者　藤野　吉信
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１５号
福岡市東区香椎駅東４丁目45番37号
債務者　國廣　泰美
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４０号
福岡市中央区赤坂２丁目２番10―404号
債務者　高田　正継
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４１号
福岡市東区香椎３丁目３番42号
債務者　佐藤　春樹
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４３号
福岡市早良区飯倉６丁目５番22号
債務者　安河内　朗
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５４号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目12番17号シャルマンＫ102号
債務者　上釜　優作
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５８号
福岡県筑紫郡那珂川町山田911―４倉田裕二宅、住民票上の住所福岡市南区三宅３丁目５番26―205号
債務者　近藤　光子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７４号
福岡市早良区賀茂４丁目６番17号
債務者　吉戒　秀城
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７７号
福岡県朝倉市大庭1632番地
債務者　平田　和三
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９２号
福岡県糟屋郡粕屋町内橋29―２、住民票上の住所福岡県大野城市中央２丁目５番17―305号アーサー下大利エクシオ
債務者　朝長　裕規
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２２号
福岡県糸島市高田５―20―５ロイヤルコートＮ205号、住民票上の住所佐賀県唐津市鏡2710番地10
債務者　塚原　由恵
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２３号
福岡市博多区堅粕１丁目21番１―1003号
債務者　水口ゆかり
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３６号
福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目１番15―301号ＰＬＥＡＳＴ原町
債務者　橋本　　大
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４７号
福岡県春日市春日原南町２丁目32番地３
債務者　金子　孝利
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４８号
福岡市中央区今川１丁目10番５号
債務者　楠本鈔之子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部